

一戸町教職員働き方改革プラン
(令和8年4月～令和11年3月)

令和8年3月
一戸町教育委員会

1 本プランについて

(1) 本プランの位置づけ

本プランは、「岩手県教職員働き方改革プラン(2024～2026)」を参酌し、一戸町教育委員会及び一戸町立小中学校が実施する「教職員の働き方改革」に向けた取組の方向性、目標、具体的な取組等を示したものです。

また、本プランは、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法(昭和46年法律第77号)第8条に基づく「業務量管理・健康確保措置実施計画」に位置づけられるものです。

(2) 本プランの目的

すべての学校で、学校教育目標の実現に向けて教育活動に専念できるよう、教職員一人一人の心身の健康保持・増進と誇りとやりがいをもって職務に従事できる環境を整備することを目的とします。

2 本町における教職員の長時間勤務の現状について

小中学校における長時間勤務の状況

(令和6, 7年度超過勤務状況統計レポートを目安として算出)

単位：% (対職員数比)

	45時間以上 80時間未満	80時間以上 100時間未満	100時間以上	(参考) 45時間以上
令和6年度 (R6.4～R7.3)	18.1%	1.3%	0.2%	19.6%
令和7年度 (R7.4～R8.2)	17.7%	2.2%	1.0%	21.9%

全体的に45時間を超える時間外在校等時間が増加しており、特にも月80時間以上の時間外在校等職員が一部の教職員に固定化している傾向にあり、一部の教職員に負担が偏らないよう時間的余裕を創出したり、業務の平準化を推進していくことが必要です。

3 「公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン」を踏まえた今後の対応について

文部科学省策定の「公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン」に適切に対応できる取組を推進していきます。

○ 上限の目安時間

- ・ 1カ月の在校等時間 超過勤務45時間以内
- ・ 1年間の在校等時間 超過勤務360時間以内

※ 児童生徒等にかかる臨時的な特別の事情により勤務せざるを得ない場合は、1カ月の超過勤務100時間未満、1年間の超過勤務720時間(連続する複数月の平均超過勤務80時間以内、かつ、超過勤務45時間超の月は年間6カ月まで)

4 プラン期間

本プランは、令和8年4月1日から令和11年3月31日までの期間をプラン期間とします。

5 プラン目標

(1) 時間外在校等に関する目標

一戸町教育委員会は、本プランの取り組みを効果的に進めていくため、厚生労働省が過重業務の評価基準として示している月あたりの時間外在校等時間数が45時間未満の超過勤務者の割合について、100%にすることを目標とし、そのための具体的な取組を進めます。（令和7年度：78.1%）

超過勤務	取組期間		
	令和8年度目標	令和9年度目標	令和10年度目標
月45時間未満	85%	93%	100%

(2) ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標

令和8年度以降において、以下の項目に係る肯定的実感が、令和7年度から向上することを目指します。

これらの実感の変化を把握するため、出退勤管理システムによる時間外就労状況統計レポートや、県で実施する市町村立学校における教職員へのアンケートを活用します。

6 具体的な取組について

教育委員会の取組

(1) 学校の取組支援

ア 市町村立学校における働き方改革の先進的取組事例について校長会議で情報提供し、各学校の取組改善に生かします。

イ 学校閉庁日の設定や部活動休養日について、引き続き地域や保護者へ周知を図り、学校における働き方改革について理解醸成を図ります。

(2) 環境整備

ア 教職員をサポートするスタッフの配置

教職員の事務補助や、児童生徒に対する個別的できめ細やかな対応を行うため、独自の人員配置を行います。

- ・ 学力向上支援員
- ・ 学校支援員
- ・ 学校司書

イ スクールカウンセラー等専門スタッフの活用促進

児童生徒に専門的な見地から適切な指導、対処をするために、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、地域コーディネーター等の積極的な活用を促進します。

ウ 地域と連携した登下校時の安全対策の促進

教職員の負担軽減を踏まえ、地域(スクールガード等)、学校、関係機関の連携のもと、通学路における安全確保及び安全対策の促進を図ります。

(3) 制度等の改革

ア 学校におけるICT環境の整備促進

全職員への一人一台パソコンの整備及び個人アドレス設定により、引き続き業務の効率化や事務処理の迅速化を図ります。

イ 教員のICT機器等の効果的な活用

GIGAスクール構想により整備したICT機器の計画的な更新や、高速大容量通信に対応したネットワーク環境の充実を図るとともに、教員向けICT研修の充実等により、教員のICT機器等の効果的な活用を支援します。

ウ 調査・統計等の整理・精選

学校に対する調査・統計等の整理・精選を図ります。

(4) 部活動の適切な運営

ア 部活動休養日の設定

「部活動ガイドライン」の周知を図り、部活動休養日及び活動期間について定め、適切な部活動運営を図ります。

イ 部活動指導員の配置

県教育委員会と連携を図り、部活動指導員を任用・配置し、適切な部活動指導体制を整備します。

ウ 部活動の段階的な地域クラブ活動への展開

関係機関と連携し、地域によるスポーツ・文化芸術活動の段階的な体制の整備を促進します。受け入れ団体との協議を進め、地域クラブへの移行が可能な部活動から、順次休日の部活動地域展開を推進します。

(5) 勤務時間の適正管理

ア 出退勤管理システムの統計レポートによる勤務時間把握

出退勤管理システムにより記録される時間外就労状況統計レポートにより、毎月の時間外在校時間を把握し、教職員の業務量の適正な管理を行います。

イ 学校閉庁日の設定

夏期休業中及び年末年始の一定時間に学校業務を行わない「学校閉庁日」を設定し、教職員の疲労や心理的負担の軽減を図ります。

(6) 労働衛生安全体制の確立

教職員の定期健康診断、胃がん検診、ストレスチェックを実施することで、心身の健康状態の把握と不調の早期発見改善を促します。

学校の取組

各学校は、実態や実情に応じ、学校が主体となって実施する以下のような取組を、町教育委員会が実施する取組と両輪となって進めます。

(1) 管理職による適切なマネジメントの推進

ア 本プランを踏まえ、主体的に取組を進めます。

イ 管理職は所属職員の状況を把握するとともに、業務改善を進め、所属職員の長時間勤務の改善に努めるよう、マネジメントの強化を図ります。

(2) 勤務時間の適正把握

ア 教職員自らが出退勤時刻を把握し、勤務時間を意識した業務の遂行、長時間勤務の改善に努めるよう、意識の醸成を図ります。

イ 教職員の勤務実態を把握し、長時間勤務の改善を図ります。

(3) 学校における業務改善の推進

ア 学校行事等の見直し

多様化する働き方を踏まえ、引き続き改善の視点を持って教育活動の精選・見直しを図ります。（家庭訪問、面談、大会・コンクール、運動会、発表会等）

イ 会議の効率化

資料印刷の省略、説明時間の精選、会議時間の短縮により、教員が授業準備等に集中するための時間を作り出します。

(4) コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進

地域人材による部活動指導、登下校の見守り、学習支援のバックアップなど地域とともにある学校づくりに係る各種教育活動の実施及び地域住民等との連絡調整を行う地域コーディネーター等の人材活用により、教職員の負担軽減を含め、学校と地域とが一体となった学校づくりを推進できるよう、コミュニティ・スクールと地域学校協働活動を一体的に推進します。

7 関連する取組、フォローアップ等について

- ・ 取組の着実な実行を図るため、町内各学校の教育職員の在校等時間の状況を把握し、毎年度町のHPで公表するとともに、定例の教育委員会内会議等において報告することとします。
- ・ 時間外在校等時間にかかる目標の達成状況については、本町で導入している出退勤管理システムで把握し、その他の目標については、定期健康診断やストレスチェックの結果から把握します。
- ・ 学校での児童生徒等の支援に当たる医療・福祉に関する人材の確保に当たり、関係部局・関係機関とともに取り組みます。
- ・ 教育委員会において、各学校の状況を確認し、本計画の内容に照らして課題が見られるときは、当該学校に聞き取り・指導等を実施します。特に、時間外在校等時間が長時間となっている教育職員がいる学校や、業務の持ち帰りや休憩時間の確保が課題となっ

ている学校に対しては、当該年度中にも速やかに状況が改善されることを目指し、当該学校に対する個別の支援・指導を実施します。

- 各学校における働き方改革の取組が進むよう、様々な機会を捉え各学校へ本計画の周知を行い、教育委員会からの支援を強化します。

各学校においては、校長をはじめとした管理職のリーダーシップのもと、学校運営協議会における協議等も踏まえつつ、本計画に基づき、教職員の働き方改革に向けた取組を実施します。